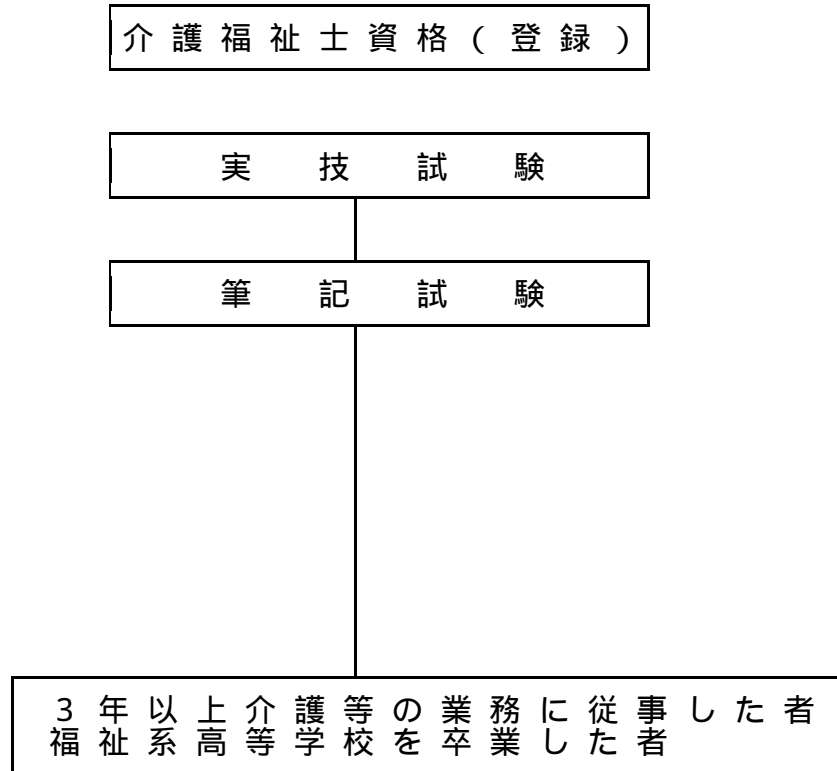


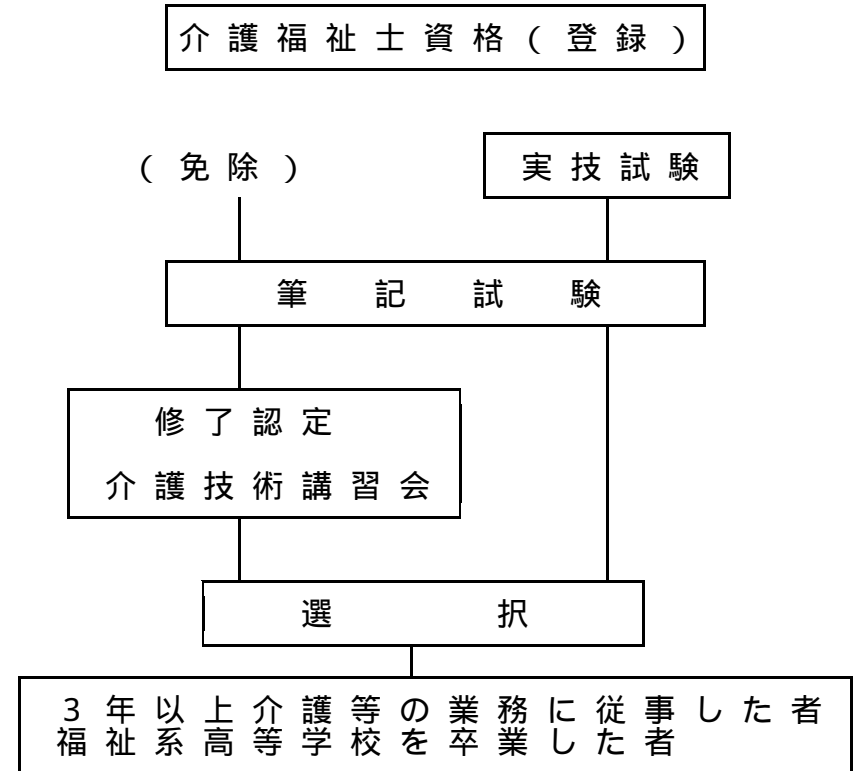
介護福祉士試験の実施方法の変更について

(旧) ~ 第17回実施
(H16年度まで)

(新) 第18回実施~
(H17年度から)



筆記試験に合格後、実技試験を受ける。



筆記試験に合格後、実技試験を受ける方法と介護技術講習会を受け、修了認定に合格後、筆記試験を受ける方法がある。

(変更の目的)

介護福祉士の受験者急増により、実技試験の適正実施が課題となっていたが、これを解消し介護技術を総合評価することにより、受験者の介護技術の向上を図るため。